

## 一橋大学海外派遣留学制度令和6（2024）年夏出発（第2回） 派遣留学生募集要項

本学は、「グローバル化の進む社会に柔軟に対応することができ、現代の社会に貢献し得る人材」の育成を教育目標として掲げています。協定校をはじめとする世界トップレベルの大学での中長期の留学は、学生自身が明確な目的意識を持って、海外の大学における専門科目を履修し、高い水準の目標に向かって取り組む点で、人材育成に非常に効果があると考えており、そのための留学制度として、一橋大学海外派遣留学制度を設けています。派遣留学を希望する学生は、本要項を熟読の上応募してください。

### 記

#### (1) 応募区分・資格

##### (a) 学部生

以下の条件をすべて満たすこと

- ① 応募時点において、一橋大学に在籍し、令和6（2024）年4月1日現在、本学3年次または4年次に在籍予定の者（派遣留学内定後において、2年次から3年次へ進級できなかった学生は内定を取り消すものとする）。なお、留学期間内に学部を卒業する者は応募できないので注意すること。
- ② 過去に外国の大学に1年以上留学した経験のない者。
- ③ 過去に一橋大学海外派遣留学制度またはグローバルリーダー育成海外留学制度により、派遣留学の内定を受けたことがない者（ただし、本制度またはグローバルリーダー育成海外留学制度に内定したが派遣先大学で入学許可を得られなかった者は、応募資格があるものとする）。
- ④ 希望する派遣先大学で専門科目の単位取得をする目的が明確な者。
  - ・ 派遣留学期間が通年（2セメスター）の場合、派遣先大学にて4科目以上（各セメスター2科目以上）を単位取得すること。
  - ・ 派遣留学期間が半期（1セメスター）の場合、派遣先大学にて2科目以上を単位取得すること。

語学科目については、履修自体は可能だが、海外派遣留学制度は語学留学とは異なるという点から、専門科目としては取り扱わない。なお、ワークロードによらず、1科目は1科目とみなすものとする。

- ⑤ 応募時において、「別表1 一橋大学海外派遣留学制度 派遣先大学募集要件一覧」に定める学内選考の語学要件を満たす者。なお、英語の語学要件で応募する場合、本学の最低要件であるTOEFL iBT 79 または IELTS 6.0 を下回る場合には本募集に応募することができない。
- ⑥ 入学から2023年度夏学期までの累積GPA値が2.9以上である者。
- ⑦ 応募学生本人及びその家族等が渡航におけるリスクを理解しており、自己及び家族等の判断と責任で渡航する者。

※応募時点で学部4年次に在籍しかつ大学院生として派遣留学を希望する場合は、(b)の大学院生

として応募すること（なお、派遣留学に内定した場合は、大学院入学試験の合格発表後速やかに合格証明書を提出すること。また、大学院入学試験が不合格の場合には、派遣留学の内定を取り消すものとする）。

※5年一貫教育システム参加者が学部4年次に派遣留学に出発して派遣留学中に学部を卒業し、修士課程入学後に帰国する場合は、学部生の身分として派遣するものとする。

また、5年一貫教育システム参加者が学部4年次に派遣留学に出発する場合については、留学期間の途中であっても単位互換の申請が許可される場合がある。詳細は個別に教務課教務第五係に問い合わせること。

※外国人留学生は下記のことにご注意すること。

- 1) 外国人留学生のうち、非正規生は本制度に応募することができない。
- 2) 正規課程に在籍する外国人留学生は、留学目的や履修計画等を確認した上で本学が必要と判断した場合のみ出身国への留学を可とする（必要に応じて面接試験を行う場合がある）。
- 3) 国費外国人留学生及び日本台湾交流協会奨学生は、本制度に応募することが可能であるが、奨学生身分のまま日本国外に留学することはできないため、留学期間開始前に奨学生身分を辞退すること。

#### (b) 大学院生

以下の条件を全て満たすこと。

- ① 応募時点において、一橋大学に在籍し、令和6（2024）年4月1日現在、一橋大学大学院に在籍予定の者。なお、留学期間内に大学院を修了する者は応募できないので注意すること。
- ② 過去に一橋大学海外派遣留学制度により、派遣留学の内定を受けたことがない者（ただし、本学学部課程における派遣留学内定は含まない。また、本制度に内定したが派遣先大学で入学許可を得られなかった者は、応募資格があるものとする）。
- ③ 希望する派遣先大学で専門科目の単位取得及び専門の研究をする目的が明確な者。
  - ・ 派遣留学期間が通年（2 Semester）の場合、派遣先大学にて4科目以上（各Semester 2科目以上）を単位取得すること。
  - ・ 派遣留学期間が半期（1 Semester）の場合、派遣先大学にて2科目以上を単位取得すること。語学科目については、履修自体は可能だが、海外派遣留学制度は語学留学とは異なるという点から、専門科目としては取り扱わない。なお、ワークロードによらず、1科目は1科目とみなすものとする。
- ④ 応募時において、派遣先大学が定める出願要件（語学、成績等）を満たしている者。ただし英語の語学要件で応募する場合、以下の(1)および(2)のうち、いずれか高い方の語学要件を満たしていること。
  - (1) 希望する派遣先大学が定める語学要件（サブスコアを含む）
  - (2) TOEFL iBT 79 または IELTS 6.0（派遣先大学がサブスコアを定めている場合は、サブスコアを含む）

- ⑤ 応募学生本人及びその家族等が渡航におけるリスクを理解しており、自己及び家族等の判断と責任で渡航する者。

※大学院生（在籍予定の者を含む）が応募する場合、大学院レベルの交換留学生受け入れの有無及び出願時期についてあらかじめ派遣希望先大学に確認すること。

※「別表 1 一橋大学海外派遣留学制度 派遣先大学募集要件一覧」に定める「語学要件」は、学部生向けの要件である。大学院生については、学内応募時に派遣先大学が定める語学要件等を満たす必要があるため、派遣先大学のウェブサイト等で大学院生向けの出願語学要件、成績要件等を必ず確認すること。

※外国人留学生は下記のことにご注意すること。

- 1) 外国人留学生のうち、非正規生は本制度に応募することができない。
- 2) 正規課程に在籍する外国人留学生は、留学目的や履修計画等を確認した上で本学が必要と判断した場合のみ出身国への留学を可とする（必要に応じて面接試験を行う場合がある）。
- 3) 国費外国人留学生及び日本台湾交流協会奨学生は、本制度に応募することが可能であるが、奨学生身分のまま日本国外に留学することはできないため、留学期間開始前に奨学生身分を辞退すること。

## (2) 派遣先大学・派遣留学期間

派遣先大学の募集要件については、「別表 1 一橋大学海外派遣留学制度 派遣先大学募集要件一覧」を参照すること。なお、所属する学部・研究科により派遣留学の対象外となる派遣先大学があるので、十分に確認すること。派遣留学期間は1年以内とする。なお、本学における自身の学位授与式挙行日以降の留学は認めないことから、十分に注意し留学計画を立てること。

授業料徴収枠の派遣先大学に留学する場合は、派遣先大学と本学の双方の授業料等を支払う必要がある。該当する派遣先大学については、「別表 1」の大学名の後ろに（授業料徴収）と記載しているので、よく確認した上で応募すること。

## (3) 選考方法

一橋大学派遣・受入留学生選考専門委員会が、提出書類により総合的に評価し、選考する。ただし、必要に応じて面接試験を行う場合がある。

## (4) 提出書類

全ての書類について、申請期間内に提出されない場合は申請の対象としない。

提出書類	対象者	備考
① 希望派遣先大学申告票	全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定様式 (<b>Excel ファイル</b>) をアップロードすること。</li> <li>・ (学部生について) 応募資格に定める語学要件を満たしている大学から選択し、申請する。</li> <li>・ (大学院生について) 派遣先大学の定める出願要件(語学、成績等)を満たしている大学から選択し、申請すること。</li> </ul>

提出書類	対象者	備考
		<ul style="list-style-type: none"> <li>申請できる大学数はグローバルリーダー育成海外留学制度による申請大学数とあわせて10校までとする。</li> </ul>
② 語学能力を証明する書類	全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の書類の PDF データ又は試験結果照会のウェブページ画面のスクリーンショット画像データを PDF データに変換し、アップロードすること。なお、受験者名、試験日及び取得スコアが確認できるデータとすること。</li> <li>(学部生) 応募資格に定める語学要件を満たす語学試験のスコアレポート <b><u>(2022年4月以降に受験した正式なものに限る)</u></b></li> <li>(大学院生) 希望派遣先大学の大学院生向け応募資格に定める語学要件を満たす語学試験のスコアレポート</li> <li><b><u>・2023年10月下旬までに実施される英語以外の語学能力試験</u></b>については、応募時に結果が出ていない場合でも、応募を認める。この場合受験予定の語学能力試験の受験票の画像データ又は試験名及び試験日等を記載した申立書(任意様式)をアップロードすること。この場合、ウェブ等で結果が確認でき次第、試験結果照会のウェブページ画面を印刷したものを電子メールで提出し、追ってスコアレポート等の PDF データ又は試験結果照会のウェブページ画面のスクリーンショット等画像データを電子メールで提出すること。なお、語学能力試験の結果が応募資格に定める語学要件を満たしている場合に限り、正式に受理する。</li> </ul> <p>なお、すべての語学試験スコアについて、有効期限切れのスコアは受理しない。一般的にスコアの有効期限は2年間であるが、試験によって異なるため、自身で責任をもって確認すること。</p>
③ 留学志望書	全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>Word ファイルを PDF データに変換しアップロードすること。</li> <li>任意様式。各ページ右上に学籍番号と氏名を記載すること。</li> <li>A4判用紙2～3枚におさめること。</li> <li>留学を志望する理由を中心に、これまでの履修・研究内容、留学後の将来計画及び課外活動等を含めて記述すること。また、最上位で希望する派遣先大学の選定理由及び履修・研究計画を記述すること。</li> </ul>
④ 成績証明書	学部生	<ul style="list-style-type: none"> <li><b><u>2023年度夏学期</u></b>までの成績を含む成績証明書(和文)の PDF データをアップロードすること。</li> <li>成績証明書は西キャンパス本館1階エントランスにある証明書自動発行機で発行すること。</li> </ul>
	大学院生	<ul style="list-style-type: none"> <li>学部の成績証明書及び入学から<b>2023年度夏学期</b>までの成績を含む大学院成績証明書(和文)の PDF データをアップロードすること。(学部の成績証明書について、和文又は英文以外の場合には原本に和訳を添付すること。)</li> </ul>
⑤ 成績評価係数計算シート	全員	<p>2022年度に履修した全ての授業名、単位及び成績(GPAの対象とならない科目を除く)を入力すること。</p> <p>成績評価係数計算シートは奨学金支給決定に使用する。</p>
⑥ 派遣留学応募に際しての誓約書	全員	<p>本学ウェブサイトに掲載の「派遣留学応募に際しての誓約書」を確認・署名の上、PDF データをアップロードすること。</p>

提出書類	対象者	備考
		※署名入り文書であるため、写真を PDF 化したもの（アプリ等含む）は認めない。コンビニ等のプリンタでスキャンすること。
⑦ 個人情報収集同意書	全員	本学ウェブサイトに掲載の「個人情報収集同意書」を確認・署名の上、PDF データをアップロードすること。 ※署名入り文書であるため、写真を PDF 化したもの（アプリ等含む）は認めない。コンビニ等のプリンタでスキャンすること。また、すべてのページを提出すること（見開きでの提出は認めない。）
⑧ 大学院生のみ（進学予定で派遣時に大学院生の者を含む）	大学院生	派遣先大学が求める入学要件が明示された書類（申請大学すべて）
⑨ オンライン提出チェックリスト	全員	チェックリスト様式をダウンロードの上、チェック項目を記載すること。 提出は、PDF 上でフォーム入力したものまたは手書きのスキャンデータいずれでも可。

#### (5) 応募方法

オンライン申請システムにて、提出書類をシステム上でアップロードして申請すること。なお、提出書類のうち「希望派遣先大学申告票」については、アップロード後の変更、差替えはできないため注意すること。なお、オンライン申請後、受付票を大学 Gmail（学籍番号@g.hit-u.ac.jp）に送付するため、教務第五係からのメール（edu-gs.stu@ad.hit-u.ac.jp）を受信可能となるように設定しておくこと。

申請期間	令和 6（2024）年 1 月 29 日（月）午前 9 時 ～ 1 月 31 日（水）午後 3 時
申請方法	オンライン申請システム（ <a href="https://international.hit-u.ac.jp">https://international.hit-u.ac.jp</a> にリンクを掲載）にて、申請情報の入力及び提出書類のアップロードを行うこと。

※特に語学スコアについては、締切時間までにスコアを確認できるものが提出されない限り、申請を受理しない。

#### (6) 面接予定日

令和 6（2024）年 2 月 13 日（火）（予定）

※該当する応募学生のみ個別に連絡する。

#### (7) 選考結果（派遣留学内定者）の発表

令和 6（2024）年 2 月下旬予定

#### (8) 補足事項

- ① 「別表 1 一橋大学海外派遣留学制度 派遣先大学募集要件一覧」は、派遣先大学の事情により予告なく変更される場合がある。
- ② 複数の語学要件が記載されている場合は、特別な定めがない限り、いずれか 1 つの語学要件を満たしていること。全ての語学要件を満たす必要はない。

- ③ TOEFL ITP(Institutional Testing Program)・TOEFL iBT(Home Edition)・IELTS (Indicator)のスコアは、語学能力を証明する書類としては認めない。また、有効期限切れのスコアは認めない。
- ④ 一橋大学海外派遣留学制度（交換留学枠）の選考に際し、英語と英語以外の語学要件（例：フランス語）が記載されている派遣先大学（例：パリ政治学院）で採用予定者数が2名以上となる場合は、1人目を最も評価点の高い者、2人目を英語以外の語学要件を満たしている者のうち最も評価点の高い者を採用し、3人目以降は言語によらず評価点の高い者から順に採用する。なお、英語以外の語学要件を満たしている者がいない場合は、評価点の高い者から順に採用する。
- ⑤ 派遣先大学の出願要件として、本学において特定の専門科目を履修し、その分野における十分な知識を有することを条件とする派遣先大学があるため、別表1及び別表2ならびに、派遣先大学のウェブサイト等で十分確認の上、希望先を選択すること。なお、出願時の段階で履修済みであること。
- ⑥ 派遣先大学の学年暦の途中からの入学を希望する場合は、留学期間や履修、入寮について、制限がある場合が多いため、派遣先大学のウェブサイト等をよく確認すること。
- ⑦ 交換留学生在が履修できる授業科目に制限を設けている派遣先大学があるため、ウェブサイト等で確認し、履修・研究計画を立てた上で申請すること。
- ⑧ 国・地域によっては留学時のビザ取得に際し、語学要件を定めている場合がある。応募資格に定める語学要件とは異なる場合があるので、詳細を確認した上で準備すること。
- ⑨ 出願までの期間が短いため、派遣先大学が定める出願要件（語学、成績等）をよく確認すること。

#### (9) 派遣留学に内定した場合の注意事項等

- ① 本制度により留学する場合の渡航目的は留学のみとする。
- ② 原則、渡航は日本からの出国及び日本への帰国のみとする。
- ③ 派遣留学期間中は、「派遣留学生」身分として本学に在籍することとなり、休学は認められない。また、派遣留学期間中は本学の授業料を納付しなくてはならない。
- ④ 一橋大学海外派遣留学制度（交換留学枠）への合格（派遣留学内定）は、派遣先大学への入学を担保するものではない。所定の時期までに、派遣先大学が求める出願書類を当該大学に提出し、先方にて審査・入学の可否が決定される。
- ⑤ 本学が学内選考時に求める要件と派遣先大学が出願時までに求める要件が異なる場合、出願時までに必要な要件を満たす必要がある。また出願時に派遣先大学が求める出願要件（語学、成績等）を満たせない場合には、原則として派遣先大学への出願は許可しない。
- ⑥ 派遣先大学からの入学許可をもって、派遣留学生として身分を決定する。入学許可を取得できない場合には、派遣留学内定を取り消す。
- ⑦ 留学先大学の学期中は主ゼミナールを除きオンライン授業を含む本学の授業を履修することはできない。五年一貫生も例外ではないので、五年一貫生に応募しようとしている学生は予め研究科に確認すること。
- ⑧ 健康管理は自らの責任において行うこと。派遣留学期間中の事故及び疾病等は派遣留学生の責任とし、費用は自己負担となる。なお、派遣留学生は、本学が指定する海外旅行傷害保険に必ず加入すること。
- ⑨ 派遣留学生は、留学先国における日常的なリスク及び予期せぬ事態に対応するために、本学が指定する危機管理サービスに加入すること。
- ⑩ 派遣留学内定者は、本学が実施する下記のオリエンテーションに必ず出席すること。また、正当な理

由なく、オリエンテーションに遅刻・早退・欠席した場合は、派遣留学内定を取り消すことがある。オリエンテーションの詳細については、教務課教務第五係より別途通知するので確認すること。

オリエンテーション名	開催時期
事務手続きオリエンテーション	令和6(2024)年4月頃(予定)
異文化・危機管理オリエンテーション	令和6(2024)年6月頃(予定)

- ⑪ 派遣留学生は、派遣留学先大学での本学のPR活動や、帰国後の本学及び奨学金支給団体等への留学報告等を行わなければならない。また、正当な理由なく、留学報告等を行わない者には支給した奨学金の返還を含め、厳正に対処する。
- ⑫ 派遣期間中は派遣先大学での学習・研究に専念すること。単位を取得できなかった場合、奨学金の返還を求めることがある。
- ⑬ 自己都合による留学の辞退や派遣先大学在籍期間の変更は、体調不良等相当の理由がある場合を除き、原則認められない。ただし、奨学金の支給対象者とならなかったことを理由とする辞退については、期限までに申告した場合に限り、辞退を認めることとする。
- ⑭ 派遣先地域において「危険情報」又は「感染症危険情報」が発出されている場合の実施可否の基準については別紙1「海外派遣留学の実施可否判断」を確認すること。なお、基準は情勢に応じて変更される場合がある。

## (10) 奨学金(予定)

### 1. 一橋大学海外派遣留学制度による支給対象者・支援内容等

- ・ 留学準備金及び滞在費の支給対象者は、年3回(夏出発第一回、夏出発第二回、冬出発)の応募全体で、夏出発(第一回・第二回)内定者から順に決定する。
- ・ 奨学金支給の決定に成績評価係数計算シートを使用する。
- ・ 一橋大学海外留学奨学金は、一般社団法人如水会および一般社団法人明治産業人材育成支援会からの寄附金により設立された奨学金である。学部生のうち、奨学金受給者は、奨学金支援団体が指定する「留学生レポート」等を提出しなければならない。

#### [留学準備金]

※支給対象者は年間125名程度とする。

(Tazaki財団英国留学奨学金・堀海外留学支援資金奨学金受給者を含む。)

応募区分	奨学金名	支給内容
学部生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一橋大学海外留学奨学金</li> <li>・ 日本学生支援機構海外留学支援制度(協定派遣)渡航支援金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 往復航空券及び海外旅行傷害保険等の費用とし、派遣留学期間に応じて別表に定める奨学金額を支給する。</li> <li>・ 留学実施可否判断の結果、留学実施となったにもかかわらず、渡航直前に留学中止となった場合は原則として支給済みの留学準備金(往復航空券のキャンセル代金等を差し引いた額)を本学に返納とする。</li> </ul>

応募区分	奨学金名	支給内容
大学院生	・日本学生支援機構海外留学支援制度（協定派遣）渡航支援金	・派遣留学期間が6カ月以上の者には、日本学生支援機構が定める渡航支援金を支給する。 ・ただし、日本学生支援機構の採択結果及び支給条件の変更により、奨学金が支給されない場合がある。

[滞在費]

※支給対象者は年間115名程度とする。

応募区分	奨学金名	支給内容
学部生	・一橋大学海外留学奨学金 ・日本学生支援機構海外留学支援制度（協定派遣）奨学金	・奨学金支給対象者には、派遣先大学での授業期間中において、日本学生支援機構が定める派遣先地域・都市に応じた奨学金月額を支給する。 ・ただし、日本学生支援機構の採択結果及び支給条件等により、奨学金が支給されない場合がある。
大学院生	・日本学生支援機構海外留学支援制度（協定派遣）奨学金	

- ① 派遣留学に係る所要経費が奨学金額を超える場合の超過分は自己負担とする。
- ② 他団体等からの奨学金の併給について  
（留学準備金）他団体等からの奨学金と支援内容が重複する場合は、留学準備金の減額を行う。  
（滞在費）他団体等からの奨学金月額が滞在費月額を上回る場合、滞在費は支給しない。  
また、他団体等からの奨学金月額に応じて減額を行うことがある。
- ③ 派遣留学生在が次の各号に該当すると認められた場合には、奨学金の給付を停止又は中止することがある。
  - 一 休学、退学又は除籍になったとき。
  - 二 留学を取りやめたとき。
  - 三 学業成績が不良となったとき。
  - 四 処分を受けたとき。
  - 五 その他奨学生として適当でない事実があったとき。

2. 堀海外留学支援資金奨学金（愛知県所在の高等学校を卒業した学部生の特例）

- ・ 堀誠氏からの寄附金により設立された奨学金である「堀海外留学支援資金奨学金」により、愛知県所在の高等学校を卒業した学部生には、年間予算の範囲内で、成績等の上位者から優先的に滞在費として1人あたり別表5に定める奨学金を支給する。（一橋大学海外派遣留学制度／グローバルリーダー育成海外留学制度、両制度合わせて最大年間10人を上限とする）。
- ・ 奨学生として採用された者は、堀氏への留学前から帰国後における各種報告を行うこと。

3. Tazaki 財団英国留学奨学金（一橋大学グローバル・リーダーズ・プログラム選抜クラス生の特例）

- ・ Tazaki 財団英国留学奨学金により、一橋大学グローバル・リーダーズ・プログラム選抜クラス生で、通年（1年間）に渡り英国の大学に派遣留学を行う者には、年間予算の範囲内で、成績等の上位者から優先的に滞在費として別表4に定める奨学金を支給する（年間2人を上限とする）。
- ・ 奨学生として本学より推薦された者は、Tazaki 財団の奨学生選考委員と面接を行うこと。

以上

令和 5 (2023) 年 12 月  
派遣・受入留学生選考専門委員会  
学務部教務課